

「地球温暖化対策のための税」による森林吸収源対策の推進に関する意見書

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減は、いまや地球規模の重要かつ喫緊の課題である。その対策の推進に必要な財源の確保については、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税への税率の上乗せによる「地球温暖化対策のための税」がこの10月から施行されたことにより大きく前進したと受けとめている。

今後は、当該税財源により、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂の排出抑制対策が行われることとなっており、その効果を期待するものである。

一方、森林吸収源対策については、京都議定書第1約束期間において、我が国の温室効果ガス排出削減目標値6%のうち、3.8%を確保することとされ、国内対策として有効性が認められているにもかかわらず、現在、この税の使途には位置づけられていない。

福島原子力発電所の事故以来、安全性に対する懸念から多くの原子力発電所が再稼働に至っていないため、その代替として火力発電がフルに活用されているのが実態であり、今後の温室効果ガスの増加が懸念されている。

国のエネルギー政策においても原子力発電への依存度0%に向けて2030年代をめどに徐々に低下させることとなったため、代替エネルギーとして再生可能エネルギーの導入や節電への取り組みが促進される一方で、再生可能エネルギーによる代替が軌道に乗るまでは、しばらくの間は火力発電の活用が見込まれており、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進はますます重要になっている。

そこで、火力発電から排出されるCO₂の抑制効果を、森林吸収源対策による場合と本年7月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度で推進される太陽光発電とで試算し比較検討すると、森林吸収源対策による抑制効果が太陽光発電よりはるかに低コストで実効が上がる費用対効果の高い地球温暖化対策であることが判明した。

また、我が国は京都議定書第2約束期間には参加せず、独自対策により最大限の努力を進めることとなっているが、世界各国が新たなスキームで地球温暖化対策に取り組むこととされた2020年以降の枠組みの中で、イニシアチブをとっていくためには、排出抑制対策と森林吸収源対策に一体的に取り組む、実績として示すことが求められている。

よって、国におかれては、地球温暖化対策を持続的に進めるためには、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を盛り込み、森林整備を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
財 務 大 臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
環 境 大 臣		